

### 第3節 文化財の保存・活用に関する方針

#### (1) 「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「知る」に関する方針

##### 【1 文化財の調査・研究の推進】

##### <方針1> 1－(1)－ア 把握調査等の実施

##### 地域の歴史や文化を見直し「津久見らしさ」を再確認する。

- ①指定等文化財の現況確認を行い、基本情報の更新作業と保存状態の把握を行う。
- ②未指定文化財の継続的な把握調査を行う。また、未指定文化財の詳細調査や現状を把握するための追跡調査を行う。
- ③把握調査を実施するにあたり、調査に携る担い手を確保するなど、把握調査等を行うための体制を整備する。

##### <方針2> 1－(1)－イ 専門的な研究活動の実施

##### 文化財の調査・研究活動を行い、文化財そのものの本質的価値を明らかにする。

- ①大学や研究機関さらに国・県等の博物館等と情報を共有し、連携を図りながら、専門的な調査・研究活動を展開し、文化財としての本質的な価値を明らかにする。
- ②研究活動に携わる専任職員の配置、専門職員の確保等、研究活動の推進に向けた体制づくりを進める。
- ③本市所蔵南蛮資料や地質鉱物について専門的な調査・研究を進め、報告書等にまとめた後、その価値や魅力を市民に発信していく。

##### 【2 情報発信と価値の共有】

##### <方針3> 1－(2)－ア 調査・研究成果の公開と共有

##### 展示・刊行物・講演会等を通して、調査・研究の成果を広く公開し、市民の文化財への関心を高める。

- ①市誌等文化財全般についてまとめている刊行本は、最新の調査や研究成果に基づいた学術的な情報等を加えた再編を検討し、さらに、分野ごとの報告書や資料集等の情報を市民に提供していく。
- ②市民向けの文化財等ガイドブックを発行、周知するなど情報提供に努める。
- ③博物館等展示・公開施設の設置に向けた検討を進める。また施設の確保までは引き続き、調査成果の報告や資料の公開と活用を図ることを目的とした企画展や新たな文化財の発見や最新の情報を公開する「文化財トピックス展」を市民図書館で開催する。
- ④保管している古文書や写真等記録資料をデジタル化し、市民や研究者たちが利用しやすい環境を整備する。
- ⑤幅広い年齢層を対象とした地域資源に関する講演会や講座等を開催する。

<方針4> 1-(2)-イ インターネットを活用した情報発信

**ホームページやSNS等インターネットを有効活用した情報発信を展開し、広く周知する。**

- ①市報つくりみや市公式ホームページ、SNS等を通じた文化財の情報発信に向け、市民が興味・関心を持てるように、質の高い情報提供ができるよう努める。
- ②本市所蔵南蛮資料や地質資源の公開方法の一つとして独自のホームページの開設を検討し、インターネット等を活用して公開する。また、文化財情報や資料画像、PDF化した刊行物をインターネット上で公開する。
- ③庁内関係課で指定等・未指定文化財のデータベースの共有を行い、行政情報の公開の一環としてインターネットを活用した情報公開を検討する。

(2)「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「守る」に関する方針

**【1 文化財の適切な保存】**

<方針5> 2-(1)-ア 守る体制づくり

**保存・継承に向けた担い手の育成に努める。**

- ①未指定を含む文化財の保護を進める専任職員の育成や文化財保護推進員の委嘱による定期的なパトロール、災害時の対応の明確化等文化財を守るための体制づくりを進める。
- ②文化財の保存・継承・活用に関して、国や県その他の財源確保に努める。

<方針6> 2-(1)-イ 指定等による保護施策の実施

**文化財の特性に応じた保存・管理を行い、後世へ確実に継承する。**

- ①未指定文化財については、保存・継承のための支援策がないため保護施策の検討を進める。
  - ・未指定の文化財の保護施策を検討し、保存・継承に努める。そのため未指定文化財の中から、貴重なものは詳細調査を行い、指定等文化財と同等の価値があると判断されるものは、適宜文化財調査委員会に諮り指定等を行い保護に努める。
- ②指定等文化財の保護に向け、周辺環境を含めた一体的な保存に努めていくため、景観を阻害し文化財に影響を及ぼす支障木等を除去し周辺環境の改善に努める。
- ③文化財の保全や保存修理等に関して、関係機関・団体との連携や協力体制の整備を行う。
- ④ほぼ市内全域に分布する巨樹・巨木林を保護するための緑の保全活動を推進する。
- ⑤土木工事や開発工事等に関して、文化財を守るための関係機関や部局等との調整や、発掘調査等を実施する。

<方針7> 2-(1)-ウ 資料収集と保存施設の整備

**文化財の市外流出・散逸の防止と適切な保存施設の整備を推進する。**

- ①目的を持って収集した資料と市民から寄付された資料を大切に保存管理し、後世に継承していくための収蔵施設を確保し、保存のための環境を整備する。
- ②文化財の市外への流出や散逸を防ぐための収蔵施設の確保と文化財の受け入れ体制を整備する。

<方針8> 2-(1)-エ 民俗芸能の継承と支援

**市内の祭りや行事の調査の継続と民俗芸能の継承を推進する。**

- ①伝統芸能等保存団体連絡協議会の活動を積極的に推進する。
- ②国・県・民間助成団体の補助金・助成金や、クラウドファンディング等の新たな手法を活用し、祭りや行事の用具類の新調または修繕のための財源確保に努め、支援を行う。
- ③民俗芸能の継承に向けた担い手の確保と育成に向けた取組を支援する。

<方針9> 2-(1)-オ 市民参加の保全活動の推進

**市民参加の保全活動の推進と活動に向けた支援を行う。**

- ①市民とともに行う文化財及び周辺環境の保全活動を推進する。
- ②自然体験学習会の開催等、市民が実際に自然を体験し、自然環境を保全することの重要性を学ぶ機会を提供する。
- ③市内で活動している団体及び各地域で行われている活動の把握に努め、継続して行われている活動についてはその活動主体と連携を図るなど支援する。
- ④地域で行われている自然の保全活動の一つであるウミガメ等の希少動物の保護活動等を地域住民と情報を共有しながら行う。

<方針10> 2-(1)-カ 社会教育との連携

**公民館や地域と連携した取組から文化財を守る意識を育てる。**

- ①地域の文化財マップ等の作成や、歴史を学ぶ学習会の開催、文化財の維持管理等を公民館活動と連携して行う。

**【2 未来の担い手の育成】**

<方針11> 2-(2)-ア 学校教育との連携

**愛郷心につながる教育プログラムを行い、文化財の保存・継承を担う子どもたちを育成する。**

- ①学校現場のニーズを確認しながら、子どもたちが楽しく学べる教育プログラムや教材づくりを目指すとともに、身近な文化財に直接ふれるためのフィールドワークの機会を設ける。

**(3)「津久見らしさ」を創り出してきた文化財を「活かす」に関する方針**

**【1 文化財を活用した交流と賑わいの創出】**

<方針12> 3-(1)-ア 文化財の整備の展開

**文化財の魅力を引き出した親しみやすい地域環境の創出を推進する。**

- ①指定等文化財を中心に、案内板の設置や駐車できるスペースの確保等、活用を見据えた周辺環境の整備を計画的に進める。
- ②案内板等の設置を計画的に進めていく。新たに設置する案内板はデザインを統一していくと同時に、多言語化や二次元コード等デジタル技術の活用も検討する。

<方針13> 3-(1)-イ デジタル技術による文化財活用の推進

**デジタル技術を活かした文化財の活用を推進する。**

①文化財活用を推進していく上で、AR・VRやガイドアプリ等デジタル技術を活かした新たな展開を図る。

<方針14> 3-(1)-ウ 回遊性の向上とガイダンス機能の整備

**情報センターを起点にまちなかから周辺地域へ新たな観光ルートを設定する。**

①ガイダンス機能を持たせた情報センターを市内中心部に設置し、その情報センターを拠点にして、市内中心部から四浦半島へ、さらに大友宗麟公墓等へ人の流れを作っていくなど圏域としての周遊観光の促進を図る。

②伝統行事、イベント等多彩な地域資源を盛り込んだ市観光のモデルコース等の設定とその周知に努める。

③来訪者に地域の魅力を紹介するボランティアガイドの確保と育成に積極的に関わる取組を行う。

<方針15> 3-(1)-エ 文化財を活用した取組

**文化財がまちや地域にとけこみ、身近に感じられるような取組を行う。**

①文化財の保存と活用を両立させた新たな観光振興を図る。

②文化財を地域の魅力を伝える観光資源と捉え、活用するための周辺環境の整備等について検討を進め、有効活用を図っていく。また、数少ない歴史的建造物を活用したイベントの開催等にも努める。

③地域の自然環境や地理的特性を最大限に活かした観光拠点の整備を進め、自然を基盤とした観光振興を推進する。

④デジタル技術を活用し、地域の歴史や文化財の魅力を広く発信することで、来訪者を招き入れるなど地域の活性化を図る。

⑤観光資源の活用と並行して、文化財の保存整備を進め、保存と活用との両立を図ることで、文化財の価値を持続的に守りながら地域振興を図る。

⑥文化財の活用に関する財源確保に向けた仕組みづくりを進めていく。

⑦文化財を活用しやすい環境づくりに努め、継続的に民俗芸能・行事による催しや文化財を活用したイベントが実施できるように関係団体・協力団体と連携を図っていく。また活動支援を行うため、庁内関係課との連携体制を整備する。

⑧地域資源を活かした産品開発を行い、商品化に向けた検討を進める。

<方針16> 3-(1)-オ 地域と大学及び研究機関との連携事業の展開

**地域と大学との連携事業を推進し、ボランティア活動を活かした文化財保護を行う。**

①大学と地域が連携する活動について、連携内容を選定し、継続的な実施に向けた取組を行う。

②地域と大学との連携を図りながら効果的に事業を展開することで、地域と大学の交流による地域づくりを検討する。